

消費者基本計画（改定原案）  
重点施策  
（自動車リコール部分抜粋）

- ① 消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」  
（略）

**1. リコール情報のきめ細かな情報発信等**（施策番号：7、8関係）【消費者  
庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】

（略）

自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、（独）交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。

	平成25年度	平成26年度	担当省庁等	備考
①	（略）	（略）	（略）	
②	・自動車メーカー等のリコール業務について、技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導	・引き続き自動車メーカー等のリコール業務について、確認・指導	国土交通省	

消費者基本計画（改定原案） 新旧対照表  
（施策番号 8 抜粋）

（下線部分は変更部分）

変更前（旧）				変更後（新）			
<p>【具体的施策】</p> <p>今後 5 年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。</p> <p><b>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</b></p> <p>（1）消費者の安全・安心の確保</p> <p>ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。</p>				<p>【具体的施策】</p> <p>今後 5 年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。</p> <p><b>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</b></p> <p>（1）消費者の安全・安心の確保</p> <p>ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。</p>			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
8	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、<u>自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</u></p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>	国土交通省	継続的に実施します。	8	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、<u>自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</u></p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、<u>再リコール事案の届出が行われた際には技術検証を積極的に活用し</u>、リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>	国土交通省	継続的に実施します。